

第3次岡山県消費生活基本計画に係る事業の実施計画

基本目標1 安全・安心な商品・サービスの確保

【重点目標1】 生産から消費に至る一貫した食の安全の確保

〔施策の方向1〕 生産段階での食の安全確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	生産段階のBSE対策の推進	生産段階のBSE対策として、牛飼養農家への立入検査、飼料製造工場への立入検査、生産者・消費者への情報提供、死亡牛BSE検査の4点を重点的に実施する。	農林水産部畜産課	立入検査農家数	1,554戸	1,500戸
2	生産段階における高病原性鳥インフルエンザ対策の推進	鶏飼養農家に対する異常時の早期発見、早期通報等の危機管理意識の普及啓発、鶏飼養農家への立入検査、モニタリング検査、生産者・消費者への情報提供、マニュアルの整備の5点を重点的に実施する。	農林水産部畜産課	立入検査 モニタリング検査	500戸 2,090羽	500戸 2,000羽
3	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場の監視指導	保健福祉部生活衛生課	開場時指導実施数	開場時に随時実施	-
4	食鳥処理場における食鳥と体の汚染防止対策	食鳥処理場の監視指導	保健福祉部生活衛生課	監視件数	大規模施設各2回 小規模施設各1回	-
5	BSEスクリーニング検査	と畜場で解体処理される48月超の牛を対象に、BSEスクリーニング検査を実施し、陰性が確認されたもののみを食肉として流通させる。	保健福祉部生活衛生課	検査頭数	48ヶ月齢超	-
6	農産物安全GAP推進事業	主要な農産物を中心に産地におけるGAP手法の導入を支援する。	農林水産部農産課	GAP導入産地数	45産地	-
7	農薬の安全・適正使用指導	農薬の安全・適正使用を指導し、農薬に起因する危害及び農薬残留の防止に万全を図る。	農林水産部農産課	農薬販売店立入検査数	250店	-
8	農薬の安全・適正使用指導	農薬管理指導員認定研修会の開催	農林水産部農産課	開催数	6回	-
9	有機無農薬農業の推進	自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進する。	農林水産部農産課	生産量	-	-
10	養殖魚の水産用医薬品の残留検査	県下の養殖場において、出荷前のアマゴの水産用医薬品残留検査を実施し、製品の安全性を確保する。	農林水産部水産課	養殖場監視指導達成率	100% (46/46)	100%
11	貝類汚染監視調査	アサリやカキといった二枚貝の貝毒検査を行うとともに、貝毒プランクトンの出現状況の調査を行い、食中毒被害の防止に努める。	農林水産部水産課	検体件数	プランクトン 940検体 貝毒 28検体	予算の範囲内で継続
12	カキのNV（ノロウイルス）分布調査	県下のカキ養殖漁場において、食中毒の原因となるNVの検査を実施する。	農林水産部水産課	調査検体数	150検体	予算の範囲内で継続

〔施策の方向2〕 製造から販売段階での食の安全確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	加工・製造・調理施設等に対する監視指導	営業施設に対する効率的な監視指導を行う。	保健福祉部生活衛生課	監視件数	-	-

2	大量調理施設、学校・病院・保育所等給食施設に関する監視	大規模な仕出し・弁当屋・ホテル・飲食店等に対して国が示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠した監視を行う。 幼児、高齢者等の食中毒ハイリスクグループに給食を提供する学校、医療機関、社会福祉施設等給食施設に対して監視指導を行う。	保健福祉部 生活衛生課		-	-
3	特に注意を要する食中毒対策	腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルスによる食中毒対策として、監視指導を徹底する。 牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供禁止、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導する。	保健福祉部 生活衛生課		-	-
4	自然毒による食中毒対策	ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性について周知する。また、毒キノコ、チョウセンアサガオ等の誤食を防止するための啓発を行う。	保健福祉部 生活衛生課		-	-
5	食中毒注意報の発令	食中毒の多発が予想される場合、食中毒注意報を発令し、食品の取り扱い及び食品衛生に関する注意を喚起することにより食中毒発生防止と食品衛生意識の高揚を図る。	保健福祉部 生活衛生課	食中毒注意報発令回数	-	-
6	県内流通食品の監視の強化	食品製造施設等への監視指導及び試験検査を強化し、不良食品を発見、除去することにより、県内流通食品の安全性を確保する。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数 収去検査件数	収去3,000件	-
7	HACCPシステムの導入支援	重点対象施設について、HACCP手法を用いた衛生管理の導入の推進を図る。また、総合衛生管理製造過程承認施設の監視指導を実施する。	保健福祉部 生活衛生課	承認済施設 監視件数	8件	-
8	栄養教諭・学校栄養職員研修講座	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施する。	教育庁 保健体育課	参加者数	120人	-
9	健康食品買い上げ調査	健康食品の買上検査を実施し、成分等の確認を行い、無承認・無許可医薬品の一掃を図る。	保健福祉部 医薬安全課	検査検体数	10検体	-
10	食品表示制度の普及啓発	表示を行うべき事業者への指導・助言表示制度の周知	県民生活部 くらし安全安心課 保健福祉部 生活衛生課 健康推進課 農林水産部 農産課 水産課 畜産課	調査施設数	130店舗	-
11	遺伝子組換え食品の検査	県内で製造・流通・販売されている食品について検査を実施する。	保健福祉部 生活衛生課	定量PCR検査 検体数	40件	-
12	アレルギー物質の検査	県内で製造されている食品を中心に買上し、アレルギー物質のスクリーニング検査を実施する。	保健福祉部 生活衛生課	検査検体数	20件	-
13	健康食品等の監視の強化	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図る。	保健福祉部 医薬安全課	監視件数	300件	-
14	添加物使用の法遵守指導	添加物を添加または使用している食品の加工・製造施設に対し、立入検査時に、添加物の使用基準に沿って使用するよう指導する。	保健福祉部 生活衛生課	立入製造施設 数	-	-
15	自主管理の向上のための指導・助言	自主管理認定事業者の増加を促す。	保健福祉部 生活衛生課	事業者数	-	-

16	食品衛生責任者講習会	講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図る。	保健福祉部生活衛生課	開催回数 参加者数	-	-
17	有害物質の汚染実態調査	県内流通の農産物、畜産物、魚介類を買い上げて、重金属、農薬、PCBなどの有害物質の検査を実施する。	保健福祉部生活衛生課	検査検体数	-	-
18	県内流通食品の0157汚染調査	県内流通食品の0157汚染実態を調査し、汚染源の追求の一助とする。	保健福祉部生活衛生課	検査検体数	-	-
19	調査研究の成果活用、還元	調査研究の成果を監視指導に活かす。また、成果を県民や食品関連事業者等に分かりやすく情報提供する。	保健福祉部生活衛生課		-	-

【施策の方向3】 消費段階での食の安全確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	食の安全相談窓口の設置及び充実	県民からの食の安全に係る相談について充実を図る。	保健福祉部生活衛生課	相談件数	-	-
2	食品表示110番	食品表示の相談や情報を受け、相談者に関係機関を紹介するほか、関係機関へ情報提供、聴き取り、店舗調査を行う。	県民生活部くらし安全安心課	相談件数	-	-
3	体験型講習会の開催	参加者が体験できる教材や媒体を用いた体験型講習会を開催し、衛生知識の普及啓発を行う。	保健福祉部生活衛生課	受講者数	2,240人	-
4	自主回収の報告の徹底・周知、健康危害情報の公表	ガラス片混入の恐れ等で製造者が回収措置を取っている場合などは、迅速に公表を行う。 県民にも危害を及ぼす恐れがある情報を探知した場合は、迅速に公表を行い、健康被害の発生や拡大防止に努める。	保健福祉部生活衛生課		-	-

【重点目標2】 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保

【施策の方向1】 家庭用品等の安全性の確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品（繊維製品、家庭用化学製品等）について試買検査を実施する。	保健福祉部生活衛生課	試買検査数	65件	65件
2	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、安全基準に適合していない消費生活用製品により、一般消費者の生命・身体に危害が発生することのないよう、立入検査・指導を行う。	県民生活部くらし安全安心課	立入検査数	5店舗	-
3	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売店への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売を規制する。	消防保安課	立入検査数	2件	-
4	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売店等に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策事業を推進する。	消防保安課	立入調査数 (立入検査数)	419件	-

〔施策の方向2〕 医薬品等の安全性の確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後にいたる一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行う。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	1,300施設	-
2	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行う。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	481施設	-

〔施策の方向3〕 サービスの安全性の確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	生活衛生営業施設（理容・美容・クリーニング・旅館・興行場・公衆浴場）の指導監視	関係法令に基づき、施設管理、衛生管理等日常管理について効率的な監視を実施する。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数	1,246件	1,250件
	（理容）	「理容師法」		監視件数	298件	300件
	（美容）	「美容師法」		監視件数	501件	500件
	（クリーニング）	「クリーニング業法」		監視件数	183件	180件
	（旅館）	「旅館業法」		監視件数	195件	200件
	（興行場）	「興行場法」		監視件数	12件	10件
	（公衆浴場）	「公衆浴場法」		監視件数	57件	60件

〔施策の方向4〕 住宅の安全性の確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	岡山県建築物耐震診断等事業（木造住宅耐震診断事業）	岡山県木造住宅耐震診断マニュアルによる適正な住宅の耐震診断の実施及びそれに基づく改修促進を誘導	土木部建築指導課	診断件数	-	-
2	住宅瑕疵担保履行法の普及啓発	新築住宅の購入後、住宅に瑕疵が見つかった場合、補修が確実になされるよう事業者には保険加入などの資力確保措置を講ずる義務があることを消費者に対し普及啓発する。	土木部住宅課		-	-
3	室内空気汚染物質相談の実施	住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行う。	保健福祉部 生活衛生課	相談件数	-	-
4	高齢者在宅生活支援助成の実施	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改造する場合の市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成する。（政令市、中核市除く。）	保健福祉部 長寿社会課	助成件数	260件	270件
5	道路、住宅等の防犯指針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図る。	県民生活部 くらし安全安心課		-	-

【重点目標3】 安心の定着に向けた信頼の確立

〔施策の方向1〕 情報の提供

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	ホームページ「食の安全・安心おかやま」の充実	推進本部のホームページ「食の安全・安心おかやま」に食の安全・安心に関する情報を積極的に掲載する他、広報誌や街頭キャンペーンなど様々な手段で情報を発信する。	保健福祉部生活衛生課	街頭キャンペーン回数	20回以上 (岡・倉含む)	-
2	ホームページ「健康おかやま21」の充実	21世紀の県民健康づくり指針「第2次健康おかやま21」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図る。	保健福祉部健康推進課	HPアクセス件数	-	-
3	各種普及啓発媒体の作成	消費者が知りたい食の安全・安心に関する情報についてテーマを絞り、それに沿った安全・安心についての情報を掲載したチラシなどを作成する。	保健福祉部生活衛生課	チラシ作成部数	5,000枚	-
4	「栄養成分表示の店」登録事業	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進する。	保健福祉部健康推進課	登録店舗数	-	-
5	薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達	一般県民に対する薬事衛生知識の普及啓発については、「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して実施している。医療機関からの医薬品等の副作用や一般県民等からの中毒情報等に関する問い合わせに対しては、岡山県薬剤師会「薬事情報センター」を通じて対応している。また、県民への後発医薬品の理解を深めるため普及啓発を行う。	保健福祉部医薬安全課	相談・情報提供件数	-	-
6	介護サービス情報公表システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対し介護サービス事業所等の情報提供を図る。	保健福祉部長寿社会課	情報掲載件数	3,800件	3,800件
7	食の安全サポーター拡大事業	食の安全・安心の拡大に協力いただけるサポート企業(団体)を公募し、県民への積極的な情報提供を推進し、食の安全に対する正しい理解の拡大を図るとともに、官民一体での食の安全推進を図る。	保健福祉部生活衛生課	サポーター登録団体数	80団体 (岡・倉含む)	-

〔施策の方向2〕 相互理解の促進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	体験等を通じたリスクコミュニケーション事業	消費者が不安を抱いている添加物、BSE、農薬等について教材を用いた解説や科学的な実験等を通じて、食に対する正しい理解を深めていただく体験型等の見学、意見交換会を通じてリスクコミュニケーションを図る。	保健福祉部生活衛生課	リスクコミ事業回数	(累計) 35回	-
2	リスクコミュニケーションの資質向上及び活動支援	リスクコミュニケーション研修会の開催	保健福祉部生活衛生課	研修事業参加者数	(累計) 200人	-
3	食品関連事業者等の支援	食品関連事業者が自らリスクコミュニケーションに取り組めるよう資料や情報提供などの支援をする。	保健福祉部生活衛生課	支援回数	5回	-

4	地産地消県民運動の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざす。	農林水産部 農政企画課	地産地消協力店 登録店舗数	352店舗	730店舗
5	地場産物の活用状況に関する調査	県産食材等使用状況の実態を把握し、活きた教材として効果的に活用する	教育庁保健 体育課	県産材の給食への使用割合	47%	-

基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

【重点目標1】 規格・表示等の適正化

〔施策の方向1〕 規格・表示・計量等の適正化

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査や指導を行う。	県民生活部 くらし安全 安心課	立入検査数	5店舗	-
2	不当景品類・不当表示等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について調査、指導を行う。	県民生活部 くらし安全 安心課	指導件数	-	-
3	商品量目に関する指導監視	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について立入検査指導を行う。	産業労働部 産業企画課	検査指導店舗数	24店舗	24店舗

【重点目標2】 取引における公正・公平の確保

〔施策の方向1〕 適正な事業活動の促進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、不適正な訪問販売等の取引を行う事業者に対し監視指導を行う。	県民生活部 くらし安全 安心課	指導等件数	-	-
2	医療機関の人員・設備等に関する指導監視	「医療法」に基づき、適正な医療を確保するため、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行う。	保健福祉部 医療推進課	立入検査数	90件	90件
3	介護保険法に基づく指導監督	「介護保険法」に基づき、適正な介護事業者を確保するため、指導監督を行う。	保健福祉部 長寿社会課	監査施設数	344施設	260施設
4	貸金業者に対する指導監督	「貸金業法」に基づき、貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業者等の指導・監督を行う。	産業労働部 経営支援課	立入検査数	27業者	-
5	旅行業法に基づく事業者に対する指導監督	「旅行業法」に基づき、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業者等の指導監督を行う。	産業労働部 観光課	立入検査数	12業者	12業者
6	建設業者に対する指導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施行を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行う。	土木部 監理課		-	-

7	建設工事紛争審査会による紛争の処理	「建設業法」に基づき、建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理する。	土木部 監理課		-	-
8	宅地建物取引業法に基づく指導監督	「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行う。	土木部 建築指導課		-	-

【施策の方向2】 悪質な事業者の取締り

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	特定商取引法等に基づく悪質事業者の公表	悪質な事業者に対して、特定商取引法等に基づき、指示、業務の停止及びその旨の公表等を行う。	県民生活部 くらし安全安心課	公表件数	-	-
2	特定商取引法の事業者指導等に係る協議	岡山県（くらし安全安心課、消費生活センター及び県警本部生活環境課）、岡山市、倉敷市の間で、定期及び随時に特定商取引法に係る情報交換等を行う。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	-	-
3	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うとともに、消費者及び多重債務者の被害拡大防止に努める。	警察本部 生活環境課		悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等の検挙活動の強化により、被害を抑止する。

【重点目標3】 公正な価格の形成

【施策の方向1】 価格・需給動向の監視

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	生活必需品の価格の監視	必要に応じ、消費生活モニター等により、生活必需品の価格監視を行う。	県民生活部 くらし安全安心課		-	-

【施策の方向2】 物価情報の提供

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	岡山市消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」から岡山市の結果を抽出し、「岡山市消費者物価指数」として情報提供する。	総合政策局 統計分析課	提供回数	12回	12回

【重点目標4】 生活必需品の安定供給

【施策の方向1】 生鮮食料品の安定供給

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	肉豚価格安定事業	「畜産物の価格安定等に関する法律」に基づき、「平均粗収益」が「平均生産コスト」を下回った場合に補給金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者へ安全・安心な食肉の供給を図る。	農林水産部 畜産課	補給金契約頭数	60,200頭	-

2	鶏卵価格等安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、もって養鶏経営の健全な発展と国民食生活の改善に資する。	農林水産部 畜産課	事業参加戸数	29戸	-
3	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補填金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への安定供給を図る。	農林水産部 農産課	産地強化計画策定数	12産地	-

〔施策の方向2〕 大規模災害時等における生活物資等の確保

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図る。	産業労働部 産業企画課	会員団体数	-	-
2	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図る。また、「新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図る。	保健福祉部 医薬安全課	確保数（累計）協定締結団体数（継続含む）	抗インフルエンザウイルス薬 430,200人分 乾燥が入えそり 7抗毒素2本 協定締結 4団体	-
3	LPガスの確保	「LPガスの調達に関する協定」を締結し、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図る。	消防保安課	協定締結団体数	1団体 (継続)	1団体
4	買い物をしやすい環境づくり	中山間地域の中には、商業機能の低下や生活交通網の弱体化などにより、自動車などの移動手段を持たない高齢者等を中心に日常の買い物に困難を来している状況があり、そうした地域の実情に応じた買い物をしやすい環境づくりに取り組み、利便性の向上を図る。	県民生活部 中山間・地域振興課	補助事業実施市町村数	-	-

基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援

【重点目標1】 消費者教育の推進

〔施策の方向1〕 体系的な消費者教育の実施

●学校教育等での消費者教育の推進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	幼稚園での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこ、実際の買い物体験等を通して、お金や物の価値、ルールやマナーを学習する消費者教育を実施	教育庁 義務教育課		県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働きかける。	-

2	小学校段階での消費者教育	①3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修バック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出す。	教育庁 義務教育課 高校教育課	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。 ②タブレットの貸し出しを行う。	-
3	中学校段階での消費者教育	①社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修バック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出す。	教育庁 義務教育課 高校教育課	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。 ②タブレットの貸し出しを行う。	-
4	高等学校段階での消費者教育	①公民科(現代社会、政治経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを指導②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修バック付きタブレットPC(40台)を学校に1週間程度貸し出す。	教育庁 高校教育課	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。 ②タブレットの貸し出しを行う。	-
5	消費者啓発セミナー(生徒・学生対象)の開催	学校に出向き、生徒・学生等を対象に、消費者啓発セミナーを実施する。	県民生活部 消費生活センター	実施回数、参加者数	15回 3,100人	15回 3,100人
6	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な学習の時間を中心とした教科の授業において、消費者教育を行っているが、更なる取組として、外部講師を活用する。	教育庁 高校教育課 義務教育課	外部講師活用数	社会人講師を活用した消費者教育を実施する。 (10人)	-
7	幼小中高生向け消費者教育プログラムの開発	「消費者教育の体系イメージマップ」に基づき法的リテラシー等を踏まえた、幼児期から高校生期までの消費者教育教材を作成する。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	モデル授業実施回数、教材作成数	教材作成研究会を開催、モデル授業実施により、幼小中高生向けの教材を作成する。 6回4種	-
8	消費者教育連絡協議会の開催	消費者教育に関する連絡協議会を設置し、行政機関等の連絡調整及び協議を行う。	県民生活部 くらし安全安心課	参加団体数	9団体	9団体

●地域社会・職域での消費者教育の推進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	消費者教育コーディネーターの配置	県、市町村、消費者団体等とのネットワークの形成、消費者教育推進の中心となるコーディネーターを配置	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター		1名	-
2	高齢者被害防止啓発活動	高齢者用のパンフレットを活用した効果的な啓発活動を実施	県民生活部 消費生活センター	作成(配付)数	20,000部	20,000部
3	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪には弱い立場にある高齢者等に対して、ひったくりや空き巣等の犯罪について効果的な広報啓発を行い、犯罪被害を防止する。	県民生活部 くらし安全安心課		-	-

4	消費生活サポーター養成事業	消費者問題に常に関心を持ち、必要な情報の収集や、消費者被害に遭いやすい方の見守りなど、地域における安全で安心な消費生活を支える活動を実践する県民を、消費生活サポーターとして養成する。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	400人	-
5	若者被害防止啓発活動	若者用のパンフレットを活用した効果的な啓発活動を実施	県民生活部 消費生活センター	作成（配付）数	10,000部	10,000部
6	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発	関係機関と連携したスマホ・ネットの適正な利用等の普及啓発	県民生活部 男女共同参画青少年課		フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりなど、さまざまな広報媒体を通じて啓発を行う。	-
7	消費生活講座の開催	一般消費者を対象に、テーマを決めて消費生活講座を開催	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	5回 280人	5回 280人
8	くらしの一日教室の開催	消費生活センターを見学に来た団体等を対象に啓発講座を開催	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	5回 100人	5回 100人
9	消費者啓発セミナーの実施	県内各地で開かれる会合に、講師を派遣し、消費者啓発セミナーを実施	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	100回 7,000人	100回 7,000人
10	特殊詐欺被害防止対策	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進する。	警察本部 生活安全企画課		高齢者やその家族等に対する広報啓発活動と、金融機関等を中心とした特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進する。	被害防止広報啓発活動と水際対策の強化により、被害を抑制する。
11	悪質商法被害防止対策	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行う。	警察本部 生活環境課		悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行う。	悪質商法等に関する被害防止意識を県民に浸透させる。
12	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の周知	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の周知広報を行うとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施する。	県民生活部 男女共同参画青少年課		携帯電話販売店等への立入調査を実施	-
13	青少年健全育成促進（スマホ・ネット）アドバイザーの派遣	各種団体が開催する講演会等に専門家を講師として派遣し、スマホ・ネットの危険性等について啓発を行う。	県民生活部 男女共同参画青少年課	派遣回数	50回	-
14	市町村の取組支援	市町村が高齢者や家庭等にライフステージに応じた消費者教育の機会や情報を提供する取組を支援	県民生活部 くらし安全安心課		-	-
15	消費者教育連絡協議会の開催（再掲）	消費者教育に関する連絡協議会を設置し、行政機関等の連絡調整及び協議を行う。	県民生活部 くらし安全安心課	参加団体数	9団体	9団体

〔施策の方向2〕 消費者教育の人材の育成

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	県消費生活センター等と連携した研修	消費生活センターの教員向け研修会を活用するなど、教員研修を充実	教育庁 義務教育課 高校教育課 県民生活部 消費生活センター	開催回数、 参加者数	県総合教育センターの研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	-
2	消費者ネットトラブル防止推進事業	消費者被害の未然防止を図るため、教員向けのネットトラブル防止研修を実施したり、児童生徒にネットトラブルを疑似体験させることにより、消費者として適切に行動できる力を育む。	教育庁 高校教育課	開催回数、 参加者数	県総合教育センターの研修講座等でネットトラブル防止研修の実施及びネットトラブルを体験的に学ぶことができるタブレットPCを学校等に貸し出し児童生徒にネットトラブルを体験的に学ばせる。	-
3	消費者啓発セミナー	教員を対象に、消費者啓発セミナーを実施。大学等の教職員にも参加してもらい、理解を深め、指導力の向上を図る。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、 参加者数	5回 200人	5回 200人
4	消費者教育コーディネーターの配置	県、市町村、消費者団体等とのネットワークの形成、消費者教育推進の中心となるコーディネーターを配置	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター		1名	-
5	消費者啓発グループ養成講座	消費者啓発セミナーの講師として活動する消費者啓発グループを育成することを目的としたレベルアップのための講座を開催	県民生活部 消費生活センター	開催回数、 参加者数	1回 30人	1回 30人
6	市町村の取組支援	市町村の消費者教育の推進と消費者教育の担い手を支援する取組を支援	県民生活部 くらし安全安心課		-	-

〔施策の方向3〕 消費者に対する情報提供

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	生活情報サロンの活用	生活情報サロンにおいて、消費生活に関する各種の情報提供を行う。	県民生活部 消費生活センター	利用者数	2,800人	2,800人
2	消費生活情報紙の発行	情報紙を発行し、消費生活に関する情報提供を行う。(隔月、年6回発行)	県民生活部 消費生活センター	発行部数	120,000部	120,000部
3	啓発用資料等の作成・配布	啓発用パンフレット等を作成・配布する。	県民生活部 消費生活センター	作成(配布)数	30,000部	30,000部
4	ホームページ等の充実	消費生活センターのホームページ等により、消費者が必要とする情報をわかりやすく提供する。	県民生活部 消費生活センター	HPアクセス件数	-	-
5	ラジオ、新聞等による情報提供	ラジオ、新聞等を活用して、消費者に対するアドバイスを提供する。	県民生活部 消費生活センター		-	-
6	悪質商法被害防止テレビスポットの製作・放送	誰もが直面する可能性のある悪質商法への注意喚起を広く行うため、テレビスポットを製作・放送する。	県民生活部 くらし安全安心課	放送期間 放映場所	78本	-

7	悪質商法被害防止対策(再掲)	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行う。	警察本部 生活環境課		悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行う。	悪質商法等に関する被害防止意識を県民に浸透させる。
---	----------------	----------------------------------	---------------	--	----------------------------------	---------------------------

〔施策の方向4〕 関連施策及び関連教育との連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	岡山県消費生活懇談会の運営	消費者教育の推進など消費生活行政に関する重要事項について審議	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	2回	-
2	消費生活に関する県民意識調査結果の反映	県民の消費生活への関心、消費者教育に関するニーズ等を調査した結果を消費者教育など消費生活行政に反映	県民生活部 くらし安全安心課		適宜活用する。	-

●環境教育との連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	環境学習の推進	県民や事業者、NPO等との役割分担のもと、体験型の環境学習の機会の充実を図る等、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進する。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	開催回数、参加者数	250回	-
2	子どもの環境に対する意識の醸成	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、環境学習を推進する。 ・こどもエコクラブの活動支援 ・環境学習エコツアーの実施	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	こどもエコクラブ 会員数	1500人 (累計) 22,047人	-

●食育との連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	健康づくり普及事業(食育世代別コース(思春期・青年期))	中高生や青年期を対象に教室を開催し、食に関する知識と食を選択する力を身に付けさせ、自己管理能力の育成を図る。	保健福祉部 健康推進課	リーダー研修会・教室開催回数、参加者数	20回	-
2	健康づくり普及事業(食育世代別コース(乳幼児期・学童期))	学童期までの子どもやその保護者を対象に、正しい生活習慣の定着や生涯にわたる健全な食生活の基礎を作るための知識と実践方法を習得する。	保健福祉部 健康推進課	研修会・食生活講座開催回数、参加者数	10,000人	-
3	スーパー食育スクール事業	学校における食育を推進する上での具体的な目標を設定し、実践的な取り組みを行うとともに、その取り組みにどのような効果があるかを外部専門家等が科学的にデータを分析するなど、各種外部機関と連携しながら、食育プログラムを研究する。	教育庁 保健体育課	指定校数	1校	-
4	学校給食担当者(管理者)等講習会	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に実施する。(隔年開催)	教育庁 保健体育課	参加者数		-
5	食育ネクストステージプロジェクト *H28年度からの新規事業	保健所・支所が中心となり、関係機関及び団体等と連携し、小・中学生を対象に、食育計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開する。	保健福祉部 健康推進課	開催回数	9回	-

●ユニバーサルデザインとの連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	ユニバーサルデザイン講座	一般県民、企業、学校の教員、生徒等を対象にユニバーサルデザイン講座を開催	県民生活部 人権施策推進課	参加人数	一般県民、企業、学校の教員、生徒等を対象にユニバーサルデザイン講座を開催	-

●国際理解教育との連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	国際理解教育と連携した消費者教育	小学校段階では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。 中学校段階では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を気づいていくために解決すべき課題を探求するなどの学習を行う。	教育庁 義務教育課		国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	-

●金融教育との連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	金融広報アドバイザー派遣	希望する圏にアドバイザーを派遣して金融教育に関する講座を実施	金融広報委員会	派遣回数	年間30回程度 アドバイザー派遣	-
2	教員向け協議会	教員を対象とした協議会を実施	金融広報委員会	開催数	岡山県金融・金銭教育協議会を開催予定。(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)	-
3	金融・金銭教育研究校	研究校を指定して、金融・金銭教育を実施	金融広報委員会	実施校数	委託先 幼稚園 1園 小学校 1校 高校 1校 予定	-
4	作文・小論文コンクール	金融教育に関する作文・小論文コンクールを実施	金融広報委員会	応募者数	-	-
5	金融知力講座	大学コンソーシアム岡山と連携した大学生向け金融講座の実施	金融広報委員会	参加者数	アドバイザーを派遣する。 (年2回程度)	-
6	金融経済講演会	一般向けの金融経済講演会を開催	金融広報委員会	参加者数	1回開催 600人程度	-

【重点目標2】 環境にやさしい消費生活の促進

【施策の方向1】 「もったいない」運動の実践

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	エコライフの推進（岡山県統一ノーレジ袋デー）	家庭ごみの排出抑制を図るため、事業者と消費者・環境団体等、市町村とが協働して、平成22年6月から毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定めて、買い物の際に「レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開する。	環境文化部 循環型社会推進課	参加店舗数	1,580店舗	-
2	「エコ製品」の認定と利用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品「岡山県エコ製品」の認定制度を創設するとともに、使用促進を図る。	環境文化部 循環型社会推進課	認定件数	425件	-
3	「おかやま・もったいない運動」の推進	「ごみを減らす(リデュース)」「再使用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」の「3R」の取組を、「もったいない」の言葉を使って、県民総ぐるみで展開する。	環境文化部 循環型社会推進課	大会参加者	9,000人	-

【施策の方向2】 地球温暖化防止対策の推進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	アースキーパーメンバーシップ事業の推進	自らの取組と目標を定め実行する県民・事業所をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、温暖化防止を図る。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	会員数	12,500人	-
2	エコドライブの推進	二酸化炭素や大気汚染物質の排出量削減といった地球温暖化対策の一つとして、エコドライブを推進する。	環境文化部 環境企画課	エコドライブ宣言者数	(累計) 25,000人	-
3	低公害車の普及促進	自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量の削減を図るため、低公害車の普及を促進する。	環境文化部 環境管理課	低公害車の保有割合	-	46%
4	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組む。	県民生活部 県民生活交通		公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施する。	-
5	省資源・省エネルギーの取組	地球温暖化を抑制するために、「限りある資源を大切に使い、これまでの生活様式を見直す」省資源・省エネルギーの取組を進める。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	アースキーパーメンバーシップ会員数	12,500人	-
6	自然エネルギー使用の促進	「晴れの国おかやま」の特性を活かした太陽エネルギー活用取組を進めるため、太陽熱温水器等の普及啓発を行う。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	太陽熱温水器の県内設置数	31,000	-

【重点目標3】 消費者の組織活動の促進

【施策の方向1】 消費者団体の活動の促進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	消費者団体の活動支援	消費者団体の育成を図るとともに、地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究、啓発を委託する。	県民生活部 くらし安全安心課	委託団体数	1団体	-

2	消費者啓発グループ育成講座の開催	消費者啓発セミナーの講師として活動する消費者啓発グループを育成する。	県民生活部 消費生活センター	登録数 個人 団体	15団体 25人	15団体 25人
3	NPO運営力強化のための支援	消費者の保護を図る活動を目的とするものを含む特定非営利活動団体（NPO）の健全な発展を促進するために、運営力強化のための講座を行う。	県民生活部 県民生活交流課	参加者数	150人	-
4	生活協同組合の育成指導	消費生活協同組合の円滑な運営のために、講習・研修会の開催、啓発資料の作成等を委託する。	県民生活部 くらし安全安心課	委託団体	1団体	-
5	適格消費者団体育成補助	適格団体に対して既存の適格団体との情報交換、ネットワーク形成のための活動や、地域内での専門家等の連携、相談事業や研修会の実施など消費者団体訴訟制度の担い手としての活動を助成する。	県民生活部 くらし安全安心課	助成団体数	1団体	-

【施策の方向2】 消費者団体の交流・連携の促進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	きらめきプラザの活用	きらめきプラザを活用し、消費者団体相互の交流を促進する。	県民生活部 消費生活センター		-	-

【重点施策4】 消費者の意見の反映

【施策の方向1】 消費者と行政との連携

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	岡山県消費生活懇談会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活行政に関する重要事項について調査審議する。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	2回	-
2	岡山県消費生活モニター制度の活用	必要に応じ、物価調査、物資需給状況調査や消費者の意識調査を行う。	県民生活部 くらし安全安心課		-	-
3	知事への申出制度の運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているような場合、知事に必要な措置を求める。	県民生活部 くらし安全安心課	申出件数	-	-

基本目標Ⅳ 消費者被害の防止・救済

【重点目標1】 消費者被害の防止

【施策の方向1】 県消費生活センターの充実

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	消費生活センターの業務の周知	センターのホームページ、消費生活情報紙、各種パンフレット、新聞等の活用により、消費生活センターの業務内容についてのPRを行う。	県民生活部 消費生活センター		-	-
2	消費生活相談体制の強化	複雑化・多様化する消費生活相談に対応し、相談員の適切な配置を行うとともに、土曜日、日曜日の相談を実施する。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	-	-

3	法律特別相談（弁護士相談）の実施	消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケースについて、弁護士による相談を行う。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	-	-
4	生活情報サロンの活用（再掲）	生活情報サロンにおいて、消費生活に関する各種の情報提供を行う。	県民生活部 消費生活センター	利用者数	2,800人	2,800人
5	消費生活講座の開催（再掲）	一般消費者を対象に、消費生活センターにおいてテーマを決めて消費生活に必要な知識、情報について講座を開催する。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	280人	280人
6	くらしの一日教室の開催（再掲）	消費生活センターを見学に来た団体等を対象に消費者被害防止のミニ啓発講座を開催する。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	90人	90人
7	消費者啓発セミナーの実施（再掲）	個人、消費者団体、NPO等に講師として登録してもらい、県内各地で開かれる会合に出向いての行政、消費者団体、NPO等が協働した世代別消費者啓発セミナーを実施する。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	7,000人	7,000人
8	全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の活用	消費生活センターで受け付けた消費生活情報をPIO-NETにデータ入力して、全国の消費生活センターとネットワークしたデータベースに蓄積することにより、消費者からの相談の円滑な処理に活用するとともに、情報の分析等を通じて消費者の啓発に活かす。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	-	-
9	相談事例研究会の開催	弁護士などの専門的な知識を備えた人を交えた相談事例研究会を定期的で開催し、相談事例を分析し、よりよい解決方法の研究を行う。	県民生活部 消費生活センター	開催回数	-	-

【施策の方向2】 市町村の相談体制充実への支援

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市を中心に消費生活相談窓口の設置を働きかけるとともに、新しく相談窓口を設置する市町村から要請があれば、軌道に乗るまでの間消費生活相談員を派遣する。また、地方消費者行政推進交付金等を活用し、体制の充実を促進する。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター		-	-
2	消費者被害防止行政連絡会議の開催	住民に身近な市町村に消費者被害防止の第一線として活動してもらえるように市町村の職員を集めた行政連絡会議を開催する。	県民生活部 くらし安全安心課	参加市町村数	27市町村	27市町村
3	市町村相談基礎研修会の開催	市町村の消費生活相談体制の充実を図るため、市町村職員等を対象に消費生活相談の基礎知識が学べる研修会を開催する。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	30人	30人
4	消費生活相談員レベルアップ研修	市町村相談員及び担当職員を対象に、一流の講師を招いて消費者トラブルの解決能力の向上を図るための研修を実施する。	県民生活部 消費生活センター	開催回数	3回	3回

【施策の方向3】 地域の見守りネットワーク構築の促進

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	福祉関係者等との連携	高齢者及び障害のある人と接する機会が多い福祉関係者等と連携して、高齢者及び障害のある人の被害防止を図る。	県民生活部 くらし安全安心課		-	-

2	消費生活サポーター養成事業（再掲）	消費者問題に常に関心を持ち、必要な情報の収集や、消費者被害に遭いやすい方の見守りなど、地域における安全で安心な消費生活を支える活動を実践する県民を、消費生活サポーターとして養成する。	県民生活部 くらし安全 安心課	養成人数	400人	-
3	地域で見守る安全安心ネットワークの構築への支援	民生委員など高齢者・障害のある人に直接関わる機会が多い福祉関係者等に消費者教育を実施し、高齢者等を地域で見守るネットワーク構築を支援する。	県民生活部 くらし安全 安心課 消費生活センター		-	-
4	消費者安全確保地域協議会の設置への支援	市町村に対して、消費生活上に特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う消費者安全確保地域協議会設立の支援を行う。	県民生活部 くらし安全 安心課	設置市町村数	1市町村	6市 (人口5万人以上の市)

【施策の方向4】 消費者の権利擁護

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実	高齢者からの総合相談や権利擁護等を行う市町村の地域包括支援センターの充実に向けて支援する。	保健福祉部 長寿社会課	相談件数	245,000件	-
2	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施する。	保健福祉部 長寿社会課	研修修了人数	200人	200人

【重点目標2】 消費者被害からの救済

【施策の方向1】 様々な被害からの救済

	事業名	事業の概要	担当課	指標項目	H28計画	H32目標
1	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、職員による無料相談を実施する。	産業労働部 経営支援課	相談件数	-	-
2	多重債務無料法律相談会の開催	多重債務に関する無料の法律相談に弁護士会、司法書士会等が対応する。	県民生活部 くらし安全 安心課	相談会開催回数	4回	-
3	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を開催し、多重債務相談体制の充実・強化など、関係機関・団体が連携して実効性のある多重債務者対策（ヤミ金融対策を含む。）を推進する。	県民生活部 くらし安全 安心課	開催回数	1回	-
4	消費者被害に応じた緊急相談会の開催	緊急の対策を要する消費者問題が起こった場合に、弁護士等による緊急相談会を開催する。	県民生活部 くらし安全 安心課	開催回数	-	-
5	住宅リフォーム相談窓口の設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なりフォームの実施に向け、消費者への情報提供に取り組んでいく。	土木部 住宅課	相談件数	-	-
6	岡山県消費生活懇談会苦情処理部会の運営	解決が困難な消費生活相談に対して、あっせん・調停を行う。	県民生活部 くらし安全 安心課	あっせん調停件数	-	-
7	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理委員会のあっせん又は調停によって解決されなかった等一定の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟を提起し、又は提起された時、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行う。	県民生活部 くらし安全 安心課	援助件数	-	-

第3次岡山県消費生活基本計画 目標値

重点施策	指標項目	実績	目標値 (H32)
1 消費者教育の 推進	消費生活セミナーの受講者数	(H27年度) 6,678人	7,000人/年度
	教員向け消費者教育講座の受講者数	(H27年度) 37人	350人(5年累計)
2 地域における 消費者問題解 決力の強化	市町村消費生活センターの設置市町村数 ①人口5万人以上の市(6市) ②人口5万人未満の市町村(21市町村)	(H28.4.1) ①4市 ②3市	①6市 ②11市町村以上
	消費生活相談員を配置する市町村数	(H28.4.1) 15市町	17市町村以上
	市町村消費生活相談窓口の認知度 「名前も業務内容も知っている」とした割合 (「相談したことがある」を含む。)	(H25.11 県民意識調査) 25.7%	30%以上
	「消費者安全確保地域協議会」*1を設 置した市(人口5万人以上)の数	(H28.7.1) -	6市
3 悪質な事業者 の監視・指導・ 取締りの強化	全国消費生活情報ネットワークシス テム*2を利用して情報収集を行う市 町村数	(H28.7.1) 12市 1町	27市町村

*1 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

*2 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム（P I O-N E T:パイオネット）

悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化

－ 消費者被害の防止 －

本県では、消費者が安全で安心な消費生活を送れるよう、国や他の地方公共団体、県警察等と連携し、不適正な取引行為を行う悪質事業者への監視・指導を強化している。

1 「特定商取引に関する法律」（特商法）の概要

特商法は、消費者トラブルが生じやすい7つの取引を対象として、事業者に対する行政規制と、消費者のため民事ルール（クーリング・オフ等）を設け、消費者利益保護のために重要な法律となっている。

また、悪質な違反については直罰規定が定められている。

※対象となる7つの取引

- ① 訪問販売 ② 電話勧誘販売 ③ 通信販売
- ④ 特定継続的役務提供（長期で高額な契約となるエステ、語学教室等）
- ⑤ 連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）
- ⑥ 業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法）、⑦訪問購入

※主な行政規制

契約書面の交付義務、不実告知の禁止、勧誘目的等の明示義務、拒否後の勧誘の禁止、重要事項の告知義務等

2 特商法の執行及びその効果について

県消費生活センターに寄せられた消費生活相談（H27年度：8,634件）のうち、特商法関係取引はほぼ半数（H27年度：4,393件）を占めている。

県くらし安全安心課では、悪質な特商法違反事業者に対し、県警察と連携し、監視・指導・取り締まりを実施している。

・ H27年度	県行政処分件数：3件
・ H27～28年6月	県警察検挙件数：7件

公表を伴う行政処分を実施した場合、当該事業者による消費者被害の拡大防止が図られるほか、他の悪質事業者への抑止効果、消費者への悪質商法に対する啓発効果が期待できる。

3 特商法執行上の問題点

全国的に以下の事案が増加し、行政処分件数が減少傾向にある。

- ・ 高齢者が被害者となった場合、勧誘を受けた際の記憶が不確かなため、十分な事情聴取ができない。
- ・ 悪質事業者の手口が巧妙化し、契約書面等、違反の物証となるものは適正に作成するが、立証が困難なかたちで、口頭で言葉巧みに不実告知等が疑われる勧誘が行われている。
- ・ 言葉巧みに勧誘が行われている場合、被害者本人に騙されたという意識が無く、発覚が遅れ、発覚しても行政の調査に応じてもらえない。
- ・ 悪質事業者は、行政処分を受けた場合でも、新たな法人を設立し、不正な取引を繰り返している。

4 特商法の改正について

特商法が平成20年に大改正され5年以上が経過したため、近年の消費者被害の状況等を基に、平成28年6月3日に改正特商法が公布された。

改正法の施行は公布後1年6月以内（平成29年12月2日までに施行）。

〈主な改正内容〉

- ・ 次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者に対応するため、業務停止を命ぜられた法人の役員等に対し、新たに法人を設立して業務を継続することの禁止規定の新設
- ・ 業務停止命令の期間の伸長（最長1→2年）
- ・ 刑事罰の強化
（不実告知に関する法人への罰金300万→1億円以下） ほか

5 消費者被害防止のための対策

- (1) 悪質事業者を市場から排除するため、県警察、中国経済産業局と緊密に連携し、迅速に悪質事業者を取り締まる。
- (2) 消費者被害の未然防止、被害回復等のため、市町村への消費生活センター設置（7市町村設置済）、P I O - N E T 導入（13市町村導入済）を進め、市町村における情報収集力の向上、消費生活相談体制の整備等を図る。
- (3) 消費者被害の未然防止のため、消費者への情報提供、教育を市町村、県警察等と連携し、効果的に実施する。
- (4) 判断力が低下している地域の高齢者等を消費者被害から守るため、関係者（市町村の消費者行政担当課及び福祉行政担当課、社会福祉協議会、民生委員、管轄警察署等）による地域の見守りネットワーク構築を進め、当該高齢者の直接的な見守り、関係者間の連携強化を図る。

【参考：平成27年度の特商法行政処分について】

平成27年度の行政処分は、全国で84件（国34件、都道府県50件（うち本県3件））実施されている。

都道府県における行政処分は、埼玉県13件、東京都11件のほか、3～1件が18道府県、0件が27府県となっている。

○ 本県が実施した行政処分は次のとおり。

（1）株式会社日本エコプランニング（岡山市）

- ・ 処分内容 平成27年7月9日付 業務停止命令（3月間）
- ・ 取引内容 太陽光発電システム、住宅リフォーム等の訪問販売
- ・ 違反内容 勧誘目的の不明示、不実告知、拒否後の勧誘
契約書面不交付、債務不履行

（2）株式会社LEVEL FIVE（岡山市）

- ・ 処分内容 平成27年10月1日付 業務停止命令（9月間）
- ・ 取引内容 床下排水管修繕等の訪問販売
- ・ 違反内容 会社名・勧誘目的の不明示、不実告知、拒否後の勧誘
契約書面不交付、重要事項不告知

（3）株式会社正夢（福岡県久留米市）

- ・ 処分内容 平成27年11月24日付業務停止命令（6月間）
- ・ 取引内容 家庭用温熱治療器及び低周波・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器の訪問販売
- ・ 違反内容 会社名・勧誘目的の不明示、不実告知、迷惑解除妨害
- ・ その他 中国経済産業局、広島県と同時に立入検査、行政処分実施